

令和3年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時

令和3年8月13日（金）～9月7日（火）
（資料の送付から回答の共有まで）

開催場所

書面開催

出席委員

中原 美恵（分科会会長）	東洋大学名誉教授
横山 洋子（分科会副会長）	千葉経済大学短期大学部教授
太田 光洋	長野県立大学教授
大野 地平	聖徳大学短期大学部准教授
杉岡 喜幸	日本公認会計士協会千葉会会員
高橋 強	船橋市民生児童委員協議会会長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事
原野 弥生	船橋市PTA連合会監事
松崎 総一	船橋市保育協議会会長
松本 歩美	船橋市医師会理事
三田 茂男	千葉県市川児童相談所船橋支所長
宮代 隆治	船橋市障害福祉施設連絡協議会会長

次第

1. 日程

- (1) 8月13日（金） 会議資料送付
- (2) 8月14日（土）～8月23日（月） 意見・質問等受付
- (3) 9月7日（火） 意見・質問等に対する回答共有

2. 議題等

- (1) 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

—

資料説明

(1) 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）

船橋市児童相談所基本構想につきましては、当初、令和2年度末の策定を目指しておりましたが、整備地の決定と基本構想案の最終調整に時間がかかり、令和3年7月に策定が完了し、現在市ホームページで公開をしているところですので、基本構想策定の経緯と主な内容、今後のスケジュールについてご報告をさせていただきます。

平成26年度から市児童相談所の整備に関する助言を受けるアドバイザーとして各分野の専門家6名に個別に依頼をしておりましたが、令和2年5月に元児童相談所長と児童養護施設長の2名を加えた専門家8名からなる基本構想策定検討会を新たに立ち上げ、令和3年7月までに4回の検討会を開催し基本構想の策定に取り組んできたところです。

令和3年4月末に策定検討会としての最終案がまとまり、それを受けて5月にパブリックコメントを行いました。5月1日から5月末まで広報ふなばし及び市ホームページを通じてパブリックコメントを行ったところ、11名の方より32件のご意見を頂戴しました。いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、6月25日に市ホームページで公開したところです。

今回のパブコメは、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示す基本構想案に対する意見を頂戴する場としましたので、個別具体的なご意見については、基本構想への反映はせず、市の考え方をお示しするのみとしましたが、どれも真剣な意見が記載されており、市児童相談所の設置について大きな関心が寄せられていると認識したところです。職員体制や業務内容、コストについての疑問や不安、提案など貴重な意見が寄せられましたので、今後、設計や工事に着手する際には、こうしたご意見も踏まえて作業を進めるとともに、経費や職員体制についてもしかるべき時期に市民の皆さんにお示ししてまいりたいと考えております。

11～12ページ

11ページをご覧ください。

基本構想に示した虐待対応等における本市の現状と課題についてご説明いたします。現在、児童相談の取り組みにあたっては、虐待リスクの重さや求められる専門性により、県の市川児童相談所と市の家庭児童相談室で、役割を分担して行う二層構造により対応する仕組みとなっています。このことから、両機関それぞれがケースを移管することになった場合は、一貫した支援が行えなくなったり、対応に時間を要する事態が生じたりすることがあります。また、ケースに対して両機関で緊急性の認識や支援方針が異なることもあります。

13～14ページ

13ページをご覧ください。

基本方針に示した市児童相談所の基本方針・運営方針についてです。市として、子どもたちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援し、複雑化・多様化する現代

社会において子育て家庭に寄り添い支えるため、市児童相談所の設置を目指すこととしています。

また、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な相談窓口として、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待の初期対応から在宅支援まで、一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示しています。

なお、市児童相談所の目指す姿を「船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」とし、市児童相談所内に児童相談所部門と家庭児童相談室部門を設け、それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築することとしております。

21ページ

21ページをご覧ください。

今後のスケジュールについてです。この表は、設計に着手してから建設工事が完了し、市児童相談所を開設するまで4年半程度かかることをお示ししたものです。今回、ようやく基本構想を策定することができましたので、できる限り早期の開設を目指したいと考えております。

資料1の説明は以上です。

質疑応答

(1) 船橋市児童相談所の設置について

○太田光洋 委員

職員体制について、十分な人数といえるのでしょうか。

また、市川児相のような具体的職員体制の想定はないのでしょうか。

○家庭福祉課

現在の家庭児童相談室の職員体制については、児童虐待に関する通告・相談件数の増加に伴いケースワーカーの対応件数も増えていることから、今年度も常勤職員の増員を図ったところ
です。

また、市児童相談所についての具体的な職員体制については、基本構想では示しておりませ
んが法令等による配置基準だけでなく、他自治体の配置状況も勘案し本市の児童相談所に必要
な職種と人数について検討をしています。

○太田光洋 委員

今後、里親対応の相談員需要が増えるのではないかと思います。検討していることはある
のでしょうか。

○家庭福祉課

市児童相談所が開設されれば、里親関係の業務は県から市に移譲されますので、その際には
市児童相談所に里親養育支援児童福祉司等を配置する予定です。

また、里親やファミリーホームの掘り起こしや研修の実施、民間のフォスタリング機関の力
を借りての支援も検討する必要があると考えています。

○太田光洋 委員

船橋児相の開設見込みは具体的に何年度になるのでしょうか。

○家庭福祉課

児童虐待に関する相談件数が増加傾向にある中、市児童相談所を設置し、児童家庭相談の体
制を強化することは本市の喫緊の課題ですので、できる限り早期の開設を目指します。

なお、千葉県は児童相談所設置を表明している本市と柏市を除いた区割りの見直しを令和 8
年度の早い時期に行うと発表しましたので、この時期が市児童相談所開設の一つの目安になる
ものと考えています。

○原野弥生 委員

市民からよせられた通告について、その後どのような対応をとっているのかの現状報告はで
きないのでしょうか。

○家庭福祉課

通告後の取り扱いについては、内容の把握、関係機関と協議・役割分担・調整、効果的な支
援の実施というのが大まかな流れですが、個人情報への徹底した情報の管理と知り得た内容を外
部に漏らす事がないよう守秘義務の徹底を図る必要があることから、通告者への報告等は関係
機関でない限り行わないこととしています。

○杉岡喜幸 委員

県と市がそれぞれ児童相談所を設ける二重構造になっています。役割、職域、相談内容等、区別はあるのでしょうか。

利用者サイドから見て、どちらでも構わない、同様に相談が受けられる、と解釈すればいいのでしょうか。重複でなく、サービス提供の拡充、多様性に対応と考えてよろしいでしょうか。

サービスの提供が公平に実施されるべきものと考えます。

○家庭福祉課

本市が児童相談所を開設した際には、県の市川児童相談所の管轄区域から船橋市は除外されますので、県と市の児童相談所の双方が船橋市を所管するという二重構造にはなりません。

一方で現在は、市の家庭児童相談室と県の市川児童相談所の双方で児童虐待等の通告を受ける形になっています。

市民の方が通告する際はどちらでも構いませんが両者の役割は異なります。そのため、両者の間で「送致」という行政手続きが必要となり、対応に時間を要する、一貫した支援が行えない等のリスクが生じる恐れがあります。こうしたリスクを解消するため、家庭児童相談室機能を有する市児童相談所の設置を目指すものです。

○原野弥生 委員

児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担について、児童相談所部門で担う在宅支援（中度虐待）と家庭児童相談室部門で担う在宅支援（軽度虐待）とは同じ在宅支援であるが、区分の具体的な分け方はどのようになっているのでしょうか。

○家庭福祉課

児童相談所と家庭児童相談室の役割については、基本構想の6ページで示させていただいておりです。両機関とも在宅支援を行う役割がありますが、子どもの安全を考慮し、保護者と児童にとって最善の方法を考えたいうえで、児童相談所部門なのか家庭児童相談室部門なのか、個々のケースごとに両部門合同の受理会議や支援を進めていく中で定期的に行う方針会議の中で判断することになります。

○大野地平 委員

配置等は法的基準の観点から満たされており問題ないと思われませんが、昨年の現状を鑑みると、もう少し手厚く配置される方がよろしいかと思えます。その点について市のお考えを教えてください。

○家庭福祉課

ご指摘のとおり、虐待相談件数は年々増加傾向にあることから、児童福祉司と児童心理司につきましても、相談件数の増加に応じた職員数を配置してまいります。

○中原美恵 会長

現在検討されている第3次船橋市総合計画に「市児童相談所の設置」を掲げる（4ページ）件、ぜひ積極的にお進めいただきたいです。その際、市児童相談所が「船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」（13ページ）になるためには、園や学校をプラットフォームとした子ども支援施策を推進する視点及び児童福

社と教育の一層の連携・協働による児童虐待防止及び子どもの健全育成を推進する視点を明確に示すとともに、関係部署の基本施策にも反映させるべく働きかける必要があると考えます。

○家庭福祉課

ご指摘のとおり、学校や児童福祉施設、地域の協力なくして、船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援することは困難ですので、市児童相談所設置後も7ページと22ページにお示しした「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」の調整機関として連携強化を図りそのネットワークを最大限に活用し、要保護児童等への適切な支援等を行います。

閉会

○事務局

意見・質問等への回答を共有し、追加の意見を伺っていたところですが、期日までに意見等は寄せられませんでした。

○中原美恵 会長

これをもって、令和3年度第1回船橋市児童福祉専門分科会（書面会議）を終了とさせていただきます。

この度は、委員の皆様から多くのご質問、ご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。緊急事態宣言下において開催される本会議では、船橋市児童相談所設置に向けた基本構想に関する議論を深めるため、対面、オンラインのハイフレックス会議を予定しておりました。諸事情により残念ながら実現には至りませんでした。委員の皆様のご協力に感謝いたします。

今後も、新型コロナウイルス感染症との闘いは続くものと思われま。これに伴い、児童福祉領域における新たな課題への対応が求められることになるでしょう。船橋市の子どもたちのため、今後とも皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。